

ドイツ・スイス・ネーデルラント

評者が参照しえた当該分野に関する研究業績の点数は六〇点弱に及んだが、そのうちのおよそ三分の一にあたる二〇数点は、統一テーマのもとに編まれた論文集に寄稿された業績であった。二〇〇四年に始まった国立大学法人化は、二〇一〇年には第二期に入った。諸大学における研究環境の劣悪化が進行する一方で、大学間の競争が求められるようになったため、以前に比べて共同研究の比率が高まったように見える。評者が参照した五点の論集も、科学研究費補助金などによる共同研究の成果であり、以下の五つのテーマがそれぞれの焦点とされている。①連邦制と地域主義（佐藤勝則編著『比較連邦制史研究』多賀出版）、②エリート支配と政治文化（森原隆編『ヨーロッパ・エリート支配と政治文化』成文堂）、③新しい軍事史（『歴史と軍隊』）、④読書行為の比較社会史（松塚俊三・八鍬友広編『識字と読書』昭和堂）、⑤歴史と記憶（『歴史の場』）。以上のテーマ群にも留意しつつ、個別論文を中心に、近世（二六世紀—一八世紀半ば）と近代（一八世紀後半以降）に類別して、論評の責めを果たすことにしたい。

宗教改革史研究とルター神学研究とは、本来車の両輪たるべき隣接分野のように思われるが、現実にはそうではない。村上みか「ルター神学研究における歴史的視点の導入」（『ヨーロッパ文化史研究』一一）は、そのあたりの事情を教えてくれる。B・ローゼによるルター神学の歴史研究（ローマ教会との対立、宗教改革派内部

での論争などにおけるルターの神学的言説の検討)をつうじ、当初より規範的な意義を与えられ、概して教条的、弁証的な傾向を有してきたルター神学研究を歴史的な視点から相対化する可能性が開かれた。もっとも、宗教改革の歴史的連関が明らかになり、ルターの相対化が進めば進むほど、宗教改革の神学の本質を明らかにすることは困難になり、近年では再び教条的なルター研究に回帰する兆しも見えるという。宗教改革の普及において説教や絵入りビラなどのメディアによるプロパガンダが果たした役割が大大であったことは、森田安一の研究以来、よく知られている。栗原健と出村伸の論考からは、このジャンルにおける研究の進展が窺われる。栗原「一六世紀ネーデルラントにおけるプロテスタント弾圧とドイツ・ルター派の反応」(『日蘭学会会誌』五七)では、一五二〇年代ネーデルラントにおけるプロテスタント迫害に対するルターの反応を探り、これも一つの契機となつて終末思想に基づくルターの殉教観(ルターの神学)が形成されたことが照射される。このような研究成果から、村上の指摘する神学研究の隘路に突破口を開くことはできないか。他方で栗原論文は、三〇、四〇年代における弾圧を描いた歌とパンフレットがドイツの人々にも深い関心をもって読まれていた反面、出版業者の側にはセンセーショナルなニュースとしてこれ売り込む商業主義が見られたことも明らかにしている。センセーショナルな「預言者」による奇跡譚が、領邦教会と領邦政府による宗派化にからめとられてしまうケースも存在した。出村「宗教戦争としてのドイツ三十年戦争と民衆」(『ヨーロッパ・グローバル化と諸文化圏の変容研究』

ロジエクト報告書」(東北学院大)三)からは、人間の罪に対する神の裁きとして認識されていた三十年戦争の終わる頃、ヴェルテンベルクのルター派領邦教会における悔い改めをその預言として登場した日・カイルの事件をつうじて、三十年戦争がなおも宗教戦争の意味合いを有していたこと、戦争後には領邦国家(領邦教会)を枠組みとした宗派化が進んだ様子を窺い知ることが出来る。

帝国国制史関連では、渡邊裕一「一六世紀後半における新節約術の発明とその社会背景」(『西洋史論叢』三三)を得た。一六世紀後半に皇帝が発布した発明家特権はおよそ八〇件に及んだが、そのうちの三分の一に相当したのが新節約術の発明であった。渡邊は、気候史研究と都市社会史研究の二つの視角から、当該時期における新節約術と皇帝による特権授与の有り様を一次史料にそくして検討している。その結果、市参事会の協力のもとに進展した新節約術の発明は、気候悪化という社会背景のもと、都市内の木材不足に直面していた市参事会が「共通の利益の促進」を目標として推進した危機対策の一環であったことが明らかにされた。本論文では特権付与にいたるプロセスがかなり詳細に説明されているが、新節約の「技術」そのものについては詳らかではない。そこがわかれば、「一六世紀文化革命」(山本義隆)につながる新たな局面も見えてこよう。

東エルベ農村社会史研究では、飯田恭による単著がドイツで刊行された(Ruppiner Bauernleben 1648-1806. Sozial- und wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen einer ländlichen Gegend Ostelbiens (Lukas Verlag, Berlin, 2010))。本書は東エルベのルビン郡の農村

社会に関して、親族関係、村落、周辺都市との市場関係、領主制支配との関連などの論点から網羅的に検討した労作である。東部ドイツの農業近代化を非西欧型典型とみなした古典学説(フロシア型農業進化論)とは異なり、当該地域の農村社会がヨーロッパ型家族(夫婦中心の家族形成、晩婚、奉公人の同居など)を伴った、ヨーロッパ型農村社会であったことが説得的に展開されている。詳細に関わる評価については、内外における本格的な書評に委ねることにしたい。

『比較連邦制史研究』では、まず佐藤勝則「連邦制的地域統合の比較社会構造史」が、現在進行中のヨーロッパ統合とも関連づけしつづ、その見取り図をダイナミックに描いている。ヨーロッパの国制構造は、大きく単一制国家(英仏)と連邦制国家(ドイツが典型)に二分され、その上でオランダ、ベルギー、ドイツなどの連邦制がアメリカ合衆国や誓約同盟スイスと比較され、それぞれの歴史的特質が類型的に位置づけされる。さらに連邦制の根底にある地域主義の歴史の根源が、キリスト教共同体としてのヨーロッパのゲマインデ、及び身分制地方等族制議会の中にあることが指摘されている。単一制国家に類別された英仏については、中近世においては複合的国家編成をなしていたこと、とりわけイギリスについては英連邦の存在から考えて、つねに国民国家原理が貫徹していたとは考えにくい側面もあるように思われる。この点はそのように考えるべきだろうか。皆川卓「ハプスブルク朝神聖ローマ帝国統治体制の諸相」では、神聖ローマ帝国が有した連邦制的な地域統合の側面が発見されている。三十年戦争期における

カトリック連盟を検討することにより、この連盟が領邦の水平的結合から出発しながらも、機能的にはその盟主たるバイエルン公の覇権的権力による帝國的(垂直的)結合であった点に皆川は注目する。「水平的結合と帝國的結合の相互依存」の側面は、第二帝国における帝国議会と皇帝・連邦参議院の関係に見られるように、一九世紀末においてもなお維持されており、憲法にのみ基づくアメリカ連邦制との根本的な相違をなしていた。

『ヨーロッパ・エリート支配と政治文化』からは、まず河野淳と高津秀之が、一六世紀における「政治エリートの支配」と政治文化の問題を論じている。河野「エリートがつくる・つなぐ近世政治」は、一六世紀後半ハプスブルク宮廷における顧問の役割に注目する。帝国議会で検討され、諸侯の承認を得るべき議題案は顧問によって作成され、皇帝が代替わりした後にも有力諸侯との協調関係が顧問の活動をつうじて維持されることになった。彼ら顧問に代表されるエリートによって近世の政治はつくられ、有意義な連続性が与えられたとされる。一六世紀後半のケルンにおける学識者という政治エリートの勃興と変容を論じたのが、高津「近世都市ケルンにおける「学者が統治する共和政」の誕生」である。一六世紀末ケルンでは学識者の参事会への選出が日常化したが、その前提をなしたのはケルンの裁判制度へのローマ法の浸透と「法生活の学問化」であった。帝国議会の顧問団と参事会員が有した学識には、いかなる共通点と相違点があっただろうか。踊共「二三十年戦争期スイスの門閥エリート」は、スイス・グラウビュンデン地域における門閥エリートのあり方を、イェナチュ

という人物を軸に考察している。スイス南東部に位置し、ヨーロッパを南北に結ぶ交通の要衝であったグラウビュンデンは、独特な形をとる共和国（同盟国家）であり、ここに生まれたイエナチュからは、寡頭制と民主政が混合する政体としての特徴（スイスの特性）、宗派的熱狂を退ける新ストア主義への共鳴（他国のエリートとの共通項）が読み取れるとされる。グラウビュンデンの提示する事例は地域主義の素材としても、有益な検討対象となろう。新ストア主義の創始者、リプシウスがネーデルラントの秘密結社「愛の家」に一時期所属し、人文主義者との交流の中からその思想を練り上げたことについては、山本大丙「もうひとつの「宗教改革急進派」」に詳しい。

国家・社会と軍隊の関連を検討する「新しい軍事史」も、近年進展著しいジャンルといえよう。『歴史と軍隊』からは、以下の知見が明らかにされた。阪口修平「近世プロイセン常備軍における兵士の日常生活」は、一兵士の自伝を読み解くことを軸にして、近世の常備軍における日常生活を描く。兵士にとっては連隊や中隊が生活世界のすべてであり、連隊長・中隊長の経営権限のもとにおかれていた。この点が近代の国民軍との大きな相違であり、近世社会の団体的構造に常備軍の世界も規定されていた。鈴木直志「カントン制度再考」では、一八世紀プロイセンの徴兵システム（カントン制度）を対象とし、従来通説の位置をしめてきた、「社会の軍事化テーゼ」（O・ビュッシュ）の再検討がなされ、結論的にはむしろ「軍隊の社会的適応」という新しいテーゼを提起する。鈴木には、「ペローナが解き放たれる時」（『史林』九三―一）

ヨーロッパ（近代―ドイツ・スイス・ネーデルラント）

もある。ナポレオン戦争時における国民戦争の本格化は戦争肯定論に相応する激変であった。この戦争肯定論は、思想史の次元では啓蒙期に、すなわち市民的公共圏の成立とパトリオティズムの議論を背景として、永久平和論と表裏一体をなして出現していたとされる。戦争肯定論は、丸島宏太「帝政期ドイツにおける徴兵検査の実像」がその理念と実態の乖離を明らかにしている、一九世紀末以降の一般兵役制にもつながる思想的な源と見ることもできよう。屋敷二郎「初期近代ヨーロッパにおける正戦とプロバガンダ」では、オーストリア継承戦争期における正戦の観念と戦争のプロバガンダがテーマとされ、当事国たる二国間での比較検討が試みられる。公共性（公論）の次元からみても有益な論点が一八世紀の戦争プロバガンダを素材として確認されており、軍事史に限らず、多方面の研究に貴重な示唆を与える論考である。

一八世紀半ばから一九世紀半ばまでを「はざ間期（Sattelzeit）」と呼んだのは、R・コゼレックである。この時期の政治的・社会的転換のなかで、それまでの基礎概念（市民社会、国家など）が根本的な意味転換をとげるとともに、新たな概念（帝国主義、共産主義など）が加わることにより、近現代的な諸概念が生成された。コゼレックの概念史、さらにはルーマン社会学を援用しながら、H・U・ヴェーラーやJ・コッカらドイツ比較社会史派の歴史理論に大胆な挑戦を挑んでいるのが、P・ノルテである。雨宮昭彦「比較社会史の「理論」と社会システム論的アプローチ」（『思想』一〇三―）は、ノルテの議論を多岐に渡る論点から検討しているが、ここでは概念史の論点から紹介することにした。

三四三（七三）

コゼレックの想定したおおよそ一世紀間を「第一のはざ間期」とするノルテは、三月革命前期から二〇世紀の五〇、六〇年代までの時期を、現代への危険な移行過程とする。この期間に「自己了解」をめぐる論争が展開される（ワイマール共和国から「第三帝国」への移行過程など）。続く一九五〇年代を始期とする現代は、「第二のはざ間期」とされる。比較社会史派は、民主的社會主義に基づく安定と調和のユートピアとして対抗像を提示したが、東欧における「現実の社會主義」に直面したことから、ユートピアを提示できるのはブルジョワ保守主義でしかないとノルテは論じ、コッカによる「市民社會論」にも批判的な立場をとる。社会的概念に潜むイデオロギー性を明らかにした点は認めつつも、「市民社會論」にその矛先を向ける彼の方法について雨宮は懐疑的である。

スイスの歴史家、J・ブルクハルトが晩年の講義を行った一八七〇年以降の数年間は、普仏戦争の勝利をへてドイツ帝国が成立する時期であったが、当のブルクハルトは聴講者に対して進歩史観とは別のメッセージを与えようとしていた。「現代への危険な移行過程」（ノルテ）に行われた後期ブルクハルトの知的営為に着目し、彼の史学の目的とその内実を明らかにしているのが、森田猛「ブルクハルト史学におけるヨーロッパ的なもの」（弘前学院大学文学部紀要『四六』）である。新生ドイツ帝国の誕生をもって、中央集権化された大規模な法治国家がこれまでの進歩過程を集約するかのようヨーロッパ史像に直面したブルクハルトは、ここにヨーロッパの歴史的伝統との完全な断絶（異常に強大化した国家と小人化した個人）を見ていた。オプティムズムの時代においてプ

ルクハルトがあえて対置したのは、ベシミズムの精神で語られたヨーロッパなるものの全体的叙述（古代ギリシアにおける個と普遍の調和など）であったとされる。

「第一のはざ間期」と「現代への危険な移行過程」に相応する時期においては、「公共性と市民社會」の建設がまずは時代の要請であった。山根徹也「革命前夜のベルリン」（吉田伸之・伊藤毅編「権力とヘゲモニー」（伝統都市）東大出版会）では、三月革命前夜のベルリンに焦点があてられ、都市支配の新たなヘゲモニー構築を目指した市民層の動向が検討される。自発的結社運動の代表例でもあった「労働者階級の福祉のためのベルリン地方協会」がとった都市下層民対策が検証されたが、そもそも地方協会に参加したのは商人、工場経営者、教員や官僚など上層市民であり、「労働者諸階級」に属する者の参加は少なかったという。そこで諸党派間（政府派、自由主義派、人民派など）の相克から、市民層による公共圏が創出され、さらにこの公共圏から下層市民を規律化しようとする権力の萌芽が生み出された。同時代における市民層の結社運動のもう一つの代表例といえ、ケルン大聖堂の建設を推進した大聖堂建設協会であろう。棚橋信明「一八四〇年代のケルン大聖堂建設運動の社会的基盤」（横浜国立大学教育人間科学部紀要『二』社会科学『二』）では、当該協会の日常的活動に関する検討を進めるための前提として、会員名簿などを用いつつ、大聖堂建設運動の社会的基盤を明確にすることが目指される。当該協会の組織編成（中央協会と各地の支援協会、それぞれの指導部の有り様）、収入状況などが丹念に検討されたうえで、イニシアティブが上級

官吏などの上層市民に握られていたこと、支援協会をつうじて周辺地域へのつながりが形成されえたこと、経済的非自立者が多く市民的原則に反していたことなどが確認された。ここからは、山根論文も指摘したように、三月前期における市民的公共圏が教養市民層によって主導された限界を伴うものであったことが窺われる。棚橋には、「歴史と記憶」の論点から執筆された「四八革命とケルン大聖堂建設祭」(『歴史の場』)もある。ここでは当時の新聞や祭典参加者の回顧録などを素材として、大聖堂建設祭に参加したフランクフルト国民議会代表者たちが取った具体的な言動と意識が明らかにされる。その結果、大聖堂建設祭は国民議会の代表者たちにとっては、統一事業に立ちはだかる伝統的君主権力(プロイセン国王)との「対決」の場となるはずであったが、逆にプロイセン国王の権威の前に、祭典における位置づけにおいても市民の関心においても低い位置づけを与えられるにいたったとされる。そうした経緯から、大聖堂建設祭は従来の「革命史」においてほとんど顧みられることがなかったようだが、そうであればなおのこと、棚橋が本論文で建設祭を取り上げた意義は「革命史」においてはどこにあるのか。大聖堂建設協会に関する成果を生かして、あらためて「三月革命史」が再構築されることが望まれる。

ノルテが批判の矛先を向けてきた「市民社会」に関しては、フィランソロピー関連の研究動向を整理する、という文脈から、中野智世「ドイツキーワードとしての「市民社会」」(『大原社会問題研究所雑誌』六二二)が、これまでドイツの歴史研究にはなじみが

ヨローロッパ(近代)ドイツ・スイス・ネーデルラント)

うすかったフィランソロピーに関して、これに呼応する研究が行われ始めたことを概観している。中野の整理においては、ノルテの批判とは異なり、コッカの市民社会研究がなお参照されるべき準拠とされている。ここでは、フィランソロピーに対する市民の自発的諸活動(市民参加)が対象とされ、現実の歴史における「市民参加」が理想のユートピアとしての「良き市民社会」の確立には必ずしも結びつかなかったことが示唆される。他方で中野は、激変する一九世紀ヨーロッパにおいて、「変わらない普遍」としての宗教が「市民社会の形成」に果たした役割が目目されている状況を示している。この論点に関わる当該時期の労働運動とカトリックの関連については、桜井健吾によって二篇の論文が著わされた。「デュッセルドルフのコルピング職人組合(一八四九—一九一四年)」(『南山経済研究』二四—三)では、ライン地方に展開したカトリックの職人組合である、コルピング職人組合による活動の展開過程が詳細に跡づけられている。カトリックの立場に立った職人層の互助組織であった当該組合を検討する中から、世俗化した近代世界に欠如した本質的なものを補い、近代世界に秩序をもたらしたのがこの組織であった、とする結論が導かれている。同「ルール地方のカトリック労働者同盟とキリスト教労働組合(一八六〇—一九一四年)」(『南山経済研究』二五—一)では、カトリックも存在したが、ライン地方とは対照的に、社会主義の階級文化も根強かったルール地方が検討の対象とされる。両陣営の対立と相克(ルール地方における政党勢力と宗派分布)が確認されたうえで、その中で組織されたカトリック労働者同盟とキリスト教労働

働組合の活動状況が明らかにされている。多岐にわたる論点が確認されているが、第一論文とも共通する文脈では、近代世界における団体結社が自律する中で、その自律を支え、個人と団体が活動する上で使命感をもたらし、キリスト教の位置づけが明確に示されている。

一九世紀末の政治史を考える上で、「自由主義」は落とすことのできない政治勢力（党派）である。ドイツの植民地政策と自由主義勢力との関連について、大内宏一「ドイツ自由主義と一八八四—一八五年の植民地政策」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五五—四が論じている。大内によれば、ドイツ帝国の自由主義政党の歴史において、一八八〇年から八七年までは過渡期と位置づけられ、中でも八四年三月の国民自由党の分裂が八七年のカルテル（国民自由党とドイツ保守党・帝国党による正式なビスマルク支持プロック形成）へと直結する流れとして理解されてきた。ヴェーラーらに依拠することで形成された、この通説的理解を承認したうえで、八四年から八五年におけるビスマルクの植民地政策を帝国議会での議論と自由主義諸政党の動向と絡めて再検討することを、大内は試みている。国民自由党と自由思想家党の溝を深めるなど、帝国議会での植民地政策はほぼビスマルクの狙い通りに進み、八七年二月の帝国議会総選挙（三党によるカルテル選挙協力）もビスマルクにとって最も満足できる結果となった。しかしながら、その後の植民地政策そのものは彼の方針とは異なる展開をたどることとなり、ノルテの趣旨とは違う意味で「現代への危険な移行過程」が進むこととなった。

「連邦制と地域主義」の論点からは、一九世紀初頭の諸国民戦争からプロイセン改革期に関わって、二篇の論考を得た。フィヒテの『共和国草稿』を題材とした、熊谷英人「幻影の共和国」、『国家学芸雑誌』一三三—一三四では、非体系的であるがゆえに研究史でも評価の定まらなかった『共和国草稿』の描いた未完の共和国像が再検討される。フィヒテの共和国は「権力体」と「エフォラート」の二つの極から成り立つものとされた。すなわち、「権力体」は法を執行し、「エフォラート」には「権力体」の執行を監視すべく、「権力体」を牽制する役割が与えられたのである。この共和国構想は、山崎彰「ハルデンベルク改革政治とマルヴィッツ」、『比較連邦制史研究』が描くクールマルク貴族の改革構想に似ている。州議会から中間身分の共和国構想を提起した貴族には、「エフォラート」に通じるものがありはしないか。

（洪谷 聡）